



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目 次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- \*22 和歌山県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則 (総務学事課)..... 1
- \*23 和歌山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則 ( " )..... 2
- \*24 職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)..... 2
- \*25 和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則 (総合防災課)..... 4
- \*26 和歌山県民文化会館管理規則の一部を改正する規則 (文化国際課)..... 4
- \*27 和歌山県景観条例施行規則の一部を改正する規則 (都市政策課)..... 4
- \*28 建築士法施行細則の一部を改正する規則 (建築住宅課)..... 15
- \*29 和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則 (会計課)..... 23
- \*30 和歌山県証紙規則の一部を改正する規則 ( " )..... 24
- \*31 和歌山県財務規則の一部を改正する規則 ( " )..... 24

○ 訓令

- \*7 職員の防災体制等措置要領の一部を改正する訓令 (総合防災課)..... 26
- \*8 和歌山県会計事務決裁規程の一部を改正する訓令 (会計課)..... 26

○ 会計管理者訓令

- \*1 和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令 (会計課)..... 27

○ 県議会に関する事項

- \*和歌山県議会事務規程の一部を改正する規程 ..... 28
- \*和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県議会規程の一部を改正する規程 ..... 28
- \*和歌山県個人情報保護条例の施行に関する和歌山県議会規程の一部を改正する規程 ..... 28

## 規 則

和歌山県規則第22号

和歌山県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県情報公開条例施行規則（平成13年和歌山県規則第92号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項を次のように改める。

1 文書、図画又は写真	複写機により用紙に複写したもの（日本工業規格A列0番の大きさまでのもの。ただし、カラーによる写しの交付は、同規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	1枚につき A3まで 白黒 10円 A3まで カラー 40円 A3を超えA2まで 50円 A2を超えA1まで 60円 A1を超えA0まで110円
-------------	--	---

別表第1の6の項中「250円」を「220円」に改め、同表7の項中「300円」を「320円」に改め、同表8の項を次のように改める。

8 6の項、7の項及び9の項に掲げるもの以外の電磁的記録	複写機により用紙に複写したもの (日本工業規格A列0番の大きさまでのもの。ただし、カラーによる写しの交付は、同規格A列3番の大きさまでのものに限る。)	1枚につき A3まで 白黒 10円 A3まで カラー 40円 A3を超えA2まで 50円 A2を超えA1まで 60円 A1を超えA0まで110円
	フレキシブルディスクカートリッジに複写したもの	1枚につき80円
	その他の電磁的媒体に複写したもの又は知事が適当と認める方法により複写したもの	当該複写したものを作成する費用に相当する額

## 附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

## 和歌山県規則第23号

和歌山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県個人情報保護条例施行規則（平成15年和歌山県規則第90号）の一部を次のように改正する。

別表1の項を次のように改める。

1 文書、図画又は写真	複写機により用紙に複写したもの (日本工業規格A列0番の大きさまでのもの。ただし、カラーによる写しの交付は、同規格A列3番の大きさまでのものに限る。)	1枚につき A3まで 白黒 10円 A3まで カラー 40円 A3を超えA2まで 50円 A2を超えA1まで 60円 A1を超えA0まで110円
-------------	--	---

別表6の項中「250円」を「220円」に改め、同表7の項中「300円」を「320円」に改め、同表8の項を次のように改める。

8 6の項、7の項及び9の項に掲げるもの以外の電磁的記録	複写機により用紙に複写したもの (日本工業規格A列0番の大きさまでのもの。ただし、カラーによる写しの交付は、同規格A列3番の大きさまでのものに限る。)	1枚につき A3まで 白黒 10円 A3まで カラー 40円 A3を超えA2まで 50円 A2を超えA1まで 60円 A1を超えA0まで110円
	フレキシブルディスクカートリッジに複写したもの	1枚につき80円
	その他の電磁的媒体に複写したもの又は知事が適当と認める方法により複写したもの	当該複写したものを作成する費用に相当する額

## 附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

## 和歌山県規則第24号

職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月29日

職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則

職員の被服等の貸与に関する規則（昭和39年和歌山県規則第99号）の一部を次のように改正する。

別表第1の52の項を同表54の項とし、同表45の項から51の項までを2項ずつ繰り下げ、同表44の項を削り、同表43の項を同表45の項とし、同項の次に次のように加える。

46	下水道課	調査、測量、現場監督等の業務に従事する職員	作業服（夏） 作業服（冬）	1 1	24 24	
		流域下水道維持管理の監督等の業務に従事する職員	作業服（夏） 作業服（冬） ゴム長靴	2 2 1	24 24 12	
		浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づく立入検査及び現物調査に従事する職員	作業服（夏） 作業服（冬） ゴム長靴	1 1 1	24 24 12	

別表第1の42の項を同表44の項とし、同表24の項から41の項までを2項ずつ繰り下げ、同表23の項を削り、同表22の項を同表23の項とし、同項の次に次のように加える。

24	農林水産総務課	自作農財産管理及び農地法（昭和27年法律第229号）の許認可業務に従事する職員	作業服 ゴム長靴 ズック靴	1 1 1	24 12 12	実情に応じて、ゴム長靴又はズック靴のいずれか一方を貸与する。
25	農林水産総務課工事検査室	工事現場の検査の業務に従事する職員	作業服（夏） 作業服（冬）	1 1	24 24	

別表第1の21の項を同表22の項とし、同表17の項から20の項までを1項ずつ繰り下げ、同表16の項中「入所生」を「相談者」に改め、同項を同表17の項とし、同表6の項から15の項までを1項ずつ繰り下げ、同表5の項の次に次のように加える。

6	文化国際課	パスポートセンターの窓口業務に従事する職員	制服（夏） 制服（冬）	2 1	36 36	
---	-------	-----------------------	----------------	--------	----------	--

別表第2の13の項を次のように改める。

13	環境衛生研究センター	環境保全に係る検査、測定等の業務に従事する職員	ヘルメット 雨合羽 ゴム長靴 防寒服			
		温泉法の施行に関する業務に従事する職員	作業服 ゴム長靴			

別表第2の51の項を同表52の項とし、同表23の項から50の項までを1項ずつ繰り下げ、同表22の項の次に次のように加える。

23	農林水産総務課工事検査室	工事現場の検査業務に従事する職員	防寒服 安全靴 ヘルメット 雨合羽 ゴム長靴			
----	--------------	------------------	------------------------------------	--	--	--

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

**和歌山県規則第25号**

和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則

和歌山県災害対策本部規則（昭和38年和歌山県規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2農林水産部の部果樹園芸班の項中「農業環境保全室長」を「農業環境・鳥獣害対策室長」に、「農業環境保全室員」を「農業環境・鳥獣害対策室員」に改める。

別表第6コスモパーク加太の項中「、2362番地の8及び2362番地の12」を「外」に改め、同表橋本市運動公園及び和歌山県立橋本体育館の項中「454番地」を「455番地」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

**和歌山県規則第26号**

和歌山県民文化会館管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県民文化会館管理規則の一部を改正する規則

和歌山県民文化会館管理規則（平成9年和歌山県規則第72号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

5 条例付則第2項の規定により、平成23年4月1日から平成25年3月31日までの間において行う会館のうち駐車場以外の部分の管理については、知事が行うものとし、その管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

**和歌山県規則第27号**

和歌山県景観条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県景観条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県景観条例施行規則（平成20年和歌山県規則第81号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の2条を加える。

（住民提案型景観形成地域の提案に係る一団の土地の区域の規模）

第3条の2 条例第7条の2第1項の規則で定める規模は、0.5ヘクタールとする。

（住民提案型景観形成地域の提案）

第3条の3 条例第7条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 当該提案に係る区域
- (2) 当該提案に係る区域における良好な景観の形成に関する方針
- (3) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

2 条例第7条の2第3項の規定による地域提案は、氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載した提案書に次に掲げる図書を添付して行うものとする。

- (1) 前項各号に掲げる事項を記載した書面

(2) 条例第7条の2第3項の同意を得たことを証する書類

第5条の次に次の4条を加える。

(わかやま景観づくり協定の認定)

第5条の2 条例第11条の2第4項(条例第11条の3第2項において準用する場合を含む。)の規定による申請は、景観づくりに関する協定を締結した景観づくり従事者がわかやま景観づくり協定(変更)認定申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる図書を添付して行うものとする。

(1) 認定を受けようとする景観づくりに関する協定書の写し

(2) 条例第11条の2第1項又は第11条の3第1項に規定する景観づくり従事者の全員の合意を示す書類

(3) 条例第11条の2第4項(条例第11条の3第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき地域住民に対して行った説明に関して記載した書面

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める図書

2 条例第11条の2第6項第3号(条例第11条の3第2項において準用する場合を含む。)の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第11条の2第2項第2号アからクまでに掲げる事項のうち、必要なものが明確に定められていること。

(2) 協定区域の境界が明確に定められていること。

(3) 法第8条第2項第2号の景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針が定められている場合は、条例第11条の2第2項第2号アからクまでに掲げる事項が当該方針に適合していること。

(4) 法第55条第1項の景観農業振興地域整備計画が定められている場合は、条例第11条の2第2項第2号アからクまでに掲げる事項が当該計画に適合していること。

(5) 協定の有効期間が5年以上20年以下であること。

(6) 景観づくり区域は、その境界が明確に定められていること。

(7) 景観づくり区域は、協定区域との一体性を有する土地の区域であること。

(8) 協定区域と景観づくり区域を合わせた区域が、地域の特性を考慮したまとまりのある一団の土地の区域を対象としていること。

(景観づくり区域の協定区域への編入に係る変更の届出)

第5条の3 条例第11条の3第3項の規定による届出は、わかやま景観づくり協定に係る景観づくり従事者が編入届出書(別記第2号様式)に、次に掲げる図書を添付して行うものとする。

(1) 編入に係る協定区域を示す図書

(2) 編入された協定区域内に係る景観づくり従事者の全員の合意を示す書類

(景観づくりに係る報告)

第5条の4 条例第11条の4の規定による報告は、毎年3月末日までに景観づくり報告書(別記第3号様式)により行うものとする。

(わかやま景観づくり協定の廃止の届出)

第5条の5 条例第11条の6の規定による届出は、わかやま景観づくり協定廃止届出書(別記第4号様式)により行うものとする。

第6条中「第12条」を「第12条第1項」に改める。

第7条第1項中「別表第1の左欄」を「景観計画区域のうち特定景観形成地域以外の区域においては別表第1の左欄、熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域の区域においては別表第1の2の左欄、高野山町石道周辺特定景観形成地域の区域においては別表第1の3の左欄」に改め、同条第3項第10号中「熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域」の次に「及び高野山町石道周辺特定景観形成地域」を加え、同項第11号中「区域を除いた区域並びに熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域以外の区域において行う行為に限る」を「区域並びに高野山町石道周辺特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域において行う行為を除く」に改め、同項第12号を次のように改める。

(12) 熊野参詣道 (中辺路) 特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域において行う別表第2の左欄に掲げる行為 (国道311号の道路境界線から200メートル以内の区域において行う行為を除く。) 及び高野山町石道周辺特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域において行う別表第2の2に掲げる行為

第8条中「別記第1号様式」を「別記第5号様式」に改める。

第10条中「別記第2号様式」を「別記第6号様式」に改める。

第11条中「別記第3号様式」を「別記第7号様式」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第7条関係)

特定景観形成地域以外の区域

行為		規模
1	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さ 13 メートルかつ建築面積 1,000 平方メートル
2	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 (1) 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ア アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの イ 自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ウ 汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの (2) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの (3) その他の工作物	高さ 13 メートルかつ築造面積 1,000 平方メートル
		高さ 13 メートル
		高さ 13 メートル
3	都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 4 条第 12 項に規定する開発行為	都市計画区域内 3,000 平方メートル 都市計画区域外 10,000 平方メートル
4	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	都市計画区域内 3,000 平方メートル 都市計画区域外 10,000 平方メートル
5	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	3,000 平方メートル

別表第1の次に次の2表を加える。

別表第1の2 (第7条関係)

熊野参詣道 (中辺路) 特定景観形成地域の区域

行為		規模	
		バッファゾーンの区域及び国道 311 号の道路境界から 200 メートル以内の区域を除いた区域	
1	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さ 13 メートルかつ延べ面積 500 平方メートル	
2	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 (1) 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ア アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの イ 自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ウ 汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの	高さ 13 メートルかつ築造面積 1,000 平方メートル	
		(2) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	高さ 13 メートル
		(3) その他の工作物	高さ 13 メートル
3	都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為	2,000 平方メートル	
4	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	2,000 平方メートル	
5	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	2,000 平方メートル	

別表第 1 の 3 (第 7 条関係)

高野山町石道周辺特定景観形成地域の区域

行為		規模				
		天野集落の区域並びに国道 370 号、480 号及び鉄道の境界から 200 メートルの区域 (バッファゾーンの区域を除く。)	バッファゾーンの区域、天野集落の区域並びに国道 370 号、480 号及び鉄道の境界から 200 メートルの区域を除いた区域			
1	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さ 10 メートルかつ延べ面積 500 平方メートル	高さ 13 メートルかつ延べ面積 1,000 平方メートル			
2	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 (1) 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ア アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシュプラントその他これらに類するもの イ 自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ウ 汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの	高さ 10 メートルかつ築造面積 500 平方メートル	高さ 13 メートルかつ築造面積 1,000 平方メートル			
				(2) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	高さ 10 メートル	高さ 13 メートル
				(3) その他の工作物	高さ 10 メートル	高さ 13 メートル
3	都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為	1,000 平方メートル	2,000 平方メートル			
4	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	1,000 平方メートル	2,000 平方メートル			
5	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	1,000 平方メートル	2,000 平方メートル			

別表第2を次のように改める。

別表第 2 (第 7 条関係)

熊野参詣道 (中辺路) 特定景観形成地域

行為	規模
1 溝、井せき、とい、水車、風車 (発電用のものを除く。)、農業用水槽、林業用水槽又は防火用水槽を新築し、改築し、又は増築すること。	高さ 3 メートル以内
2 炭窯、炭焼き小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること。	高さ 3 メートル以内かつ延べ面積 30 平方メートル以内
3 門、生け垣又は高さが 3 メートル以下であり、かつ、水平投影面積が 30 平方メートル以下である小屋等を新築し、改築し、又は増築すること。	全て (門にあつては、高さ 3 メートル以内)
4 社寺境内地又は墓地において、鳥居、灯ろう、墓碑等を新築し、改築し、又は増築すること。	高さ 3 メートル以内
5 漁具整備場、漁具干場、漁舎等を新築し、改築し、又は増築すること。	高さ 3 メートル以内かつ延べ面積 30 平方メートル以内
6 宅地内の土石を採取すること。	30 平方メートル以内

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第2の2 (第7条関係)

高野山町石道周辺特定景観形成地域

行為
1 水平投影面積が 30 平方メートル以下であり、かつ、高さが 3 メートル以内の建築物を新築し、改築又は増築すること。
2 高さが 1.5 メートル以下であり、かつ、地上に露出する部分の長さが 5 メートル以内の工作物（建築物を除く。）を新設し、改築し又は増築すること。
3 色彩を変更する部分の面積が 5 平方メートル以内の建築物その他の工作物の色彩を変更すること。
4 採取する土石又は採掘する鉱物の体積が 1 立方メートル以内である土石を採取し、又は鉱物を採掘すること。
5 面積が 100 平方メートル以内であり、かつ、生ずるのりの高さが 1.5 メートル以内である土地の形質を変更すること。
6 埋立て又は干拓後の面積が 100 平方メートル以内の水面を埋め立て、又は干拓すること。
7 門、生け垣等を新築し、改築し、又は増築すること。
8 ビニールハウスその他これに類するものを新築し、改築し、又は増築すること。
9 棚、囲い、水槽、散水塔、水車、風車（観光用又は発電用のものを除く。）等を新築し、改築し、又は増築すること。
10 炭窯、炭焼き小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること。
11 社寺境内地又は墓地において、鳥居、灯ろう、墓碑等を新築し、改築し、又は増築すること。
12 道路の舗装及び道路の勾配緩和、線形改良その他道路の改築でその現状に著しい変更を及ぼさないもの
13 宅地内の土石を採取すること。

別記第3号様式を別記第7号様式とする。

別記第2号様式中「主たる事務所の所在地及び名称並びに」を「主たる事務所の所在地、その名称及び」に改め、同様式を別記第6号様式とする。

別記第1号様式中「主たる事務所の所在地及び名称並びに」を「主たる事務所の所在地、その名称及び」に改め、「那智勝浦町歴史文化的景観保全条例」の次に「及び九度山町高野山町石道周辺景観保護条例」を加え、同様式を別記第5号様式とし、同様式の前に次の4様式を加える。

別記第 1 号様式 (第 5 条の 2 関係)

わかやま景観づくり協定 (変更) 認定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所  
 氏名 印  
 連絡先  
 ( 法人にあつては、主たる事務所の  
 所在地、その名称及び代表者の氏名 )

わかやま景観づくり協定の (変更) 認定を受けたいので、和歌山県景観条例第 11 条の 2 第 4 項の規定により、次のとおり申請します。

協定の名称	
協定の対象区域となる場所	
面積	
協定の有効期間	
景観づくり区域の有無 (有の場合は、その場所と面積)	
認定年月日及び番号 (変更の場合に記入)	
協定 (変更) の概要	

別記第 2 号様式 (第 5 条の 3 関係)

編入届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住所

氏名

印

連絡先

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、その名称及び代表者の氏名〕

景観づくり区域の協定区域への編入により、わかやま景観づくり協定に変更があつたので、和歌山県景観条例第 11 条の 3 第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

協定の名称		
編入により協定区域となる場所		
協定区域の面積	編入前	
	編入に係る部分	
	合計	
協定の認定年月日及び番号		

別記第 3 号様式 (第 5 条の 4 関係)

景観づくり報告書

年 月 日

和歌山県知事 様

報告者 住所  
氏名 印  
連絡先

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、その名称及び代表者の氏名 〕

わかやま景観づくり協定における景観づくり活動について、和歌山県景観条例第 11 条の 4 の規定により、次のとおり報告します。

協定の名称	
協定の認定年月日及び番号	
景観づくり活動の内容	
<p>注 1 協定書に基づいて行った景観づくり活動や協定書に基づかない景観づくり活動の内容について、記載してください (別途資料を作成している場合は、その資料を添付しても結構です。)</p> <p>2 活動日時や内容などを記載し、適宜写真、図を用いてください。</p> <p>3 記入欄が不足する場合は、適宜追加してください。</p>	

別記第 4 号様式 (第 5 条の 5 関係)

わかやま景観づくり協定廃止届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住所  
氏名 印  
連絡先

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、その名称及び代表者の氏名 〕

わかやま景観づくり協定を廃止したので、和歌山県景観条例第 11 条の 6 の規定により、次のとおり届け出ます。

協定の名称	
協定の対象区域となる場所	
面積	
協定の認定年月日及び番号	
廃止年月日	
廃止の理由	

## 附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項及び第3項の改正規定は、同年7月1日から施行する。

## 和歌山県規則第28号

建築士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和26年和歌山県規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「はり付けなければならない」を「貼り付けなければならない」に改め、同条第3項中「法第4条第3項」を「、法第4条第3項」に、「前項に規定する書類のほか」を「第1項の免許申請書に」に改める。

第4条第1項中「申請者に」を「、申請者に」に改め、同条第2項中「申請者が」を「、申請者が」に、「免許申請書」を「、免許申請書」に改める。

第5条第4号中「又は業務停止」を「、業務停止又は免許の取消し」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 法第24条第2項に規定する講習の課程を修了した者にあつては、当該講習を修了した年月日及び当該講習の修了証の番号

第6条第1項中「生じたときは、」を「生じた場合においては、その」に、「免許証を添え、別記第3号様式により」を「登録事項変更届（別記第3号様式）に戸籍謄本又は戸籍抄本を添えて、」に改め、同条第2項中「又は木造建築士免許証（以下「免許証」という。）」を「若しくは木造建築士免許証（以下これらを「免許証」という。）又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書（以下これらを「免許証明書」という。）」に、「別記第3号様式の2により」を「写真を貼り付けた免許証書換交付申請書（別記第3号様式の2）により、」に改める。

第7条第1項中「免許証を」を「免許証又は免許証明書を」に、「第3条第2項で定める写真をはり付けた」を「写真を貼り付けた」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「免許証を」を「免許証又は免許証明書を」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 知事は、前項の規定による申請があつた場合においては、申請者に免許証を再交付する。

第8条の見出し中「免許証」を「免許証等」に改め、同条第1項中「免許証」を「免許証又は免許証明書」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 二級建築士又は木造建築士は、法第9条第1項第1号の規定による免許の取消しを申請する場合においては、免許取消申請書（別記第5号様式の2）に、免許証又は免許証明書を添え、これを知事に提出しなければならない。

第8条第3項中「30日以内に」の次に「、その旨を」を加え、同条第4項中「場合には」を「場合においては」に改める。

第9条第1項中「理由」を「事由」に改め、同条第2項中「当該」を「、当該」に改める。

第10条中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第11条の見出し中「免許証」を「免許証等」に改め、同条中「免許証の提出を求め」を「免許証又は免許証明書の提出を求め、かつ」に改める。

第17条第1項各号中「建築士」を「二級建築士及び木造建築士」に改める。

第42条から第44条までを次のように改める。

（規定の適用）

第42条 指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における第3条第1項、第4条、第6条、第7条、

第8条第4項及び第9条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定登録機関」と、第3条第1項中「免許申請書（別記第1号様式）」とあるのは「免許申請書」と、第4条第1項中「二級建築士免許証（別記第2号様式）又は木造建築士免許証（別記第2号様式の2）」とあるのは「二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書」と、第6条第1項中「登録事項変更届（別記第3号様式）」とあるのは「登録事項変更届」と、同条第2項中「免許証書換交付申請書（別記第3号様式の2）」とあるのは「免許証書換交付申請書」と、同条第3項、第7条第2項及び第8条第4項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第7条第1項中「免許証再交付申請書（別記第4号様式）」とあるのは「免許証明書再交付申請書」と、同条第3項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第9条第1項中「免許を取り消した場合又は前条第3項の届出があった場合」とあるのは「知事が免許を取り消した場合又は第20条第1号の規定により第8条第3項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」とする。

2 法第26条の3第1項の規定により知事が指定する者（以下「指定事務所登録機関」という。）が同項に規定する事務所登録等事務（以下「事務所登録等事務」という。）を行う場合における第37条から第40条までの規定の適用については、第37条及び第40条中「知事」とあるのは「指定事務所登録機関」と、第37条中「法第23条の3第2項」とあるのは「法第26条の4第1項において読み替えて適用する法第23条の3第2項」と、「登録済印（別記第7号様式）」とあるのは「登録済印」と、第38条中「法第23条の5第1項」とあるのは「法第26条の4第1項において読み替えて適用する法第23条の5第1項」と、「別記第8号様式」とあるのは「指定事務所登録機関が定めるところ」と、第39条中「法第23条の7」とあるのは、「法第26条の4第1項において読み替えて適用する法第23条の7」と、「別記第9号様式」とあるのは「指定事務所登録機関が定めるところ」と、第40条第2項中「法第23条の7」とあるのは「法第26条の4第1項において読み替えて適用する法第23条の7」とする。

（名簿の閲覧）

第43条 法第6条第2項の規定により名簿を一般の閲覧に供する場所（第3項において「閲覧所」という。）は、和歌山県県土整備部都市住宅局建築住宅課内とし、閲覧時間は、午前9時から午後5時45分までとする。

2 名簿を閲覧しようとする者（次項において「閲覧者」という。）は、閲覧申込書（別記第10号様式）に所要事項を記入し、申し込まなければならない。

3 閲覧者は、名簿を閲覧所以外の場所に持ち出し、又は汚損してはならない。

4 指定登録機関は、二級建築士等登録事務を行う場合にあっては、法第10条の21第1項において読み替えて適用する法第6条第2項の規定により名簿を一般の閲覧に供する場所（次項において「閲覧所」という。）を設けなければならない。

5 指定登録機関は、前項の規定により閲覧所を設けたときは、当該閲覧所の閲覧規則を定めるとともに、当該閲覧所の場所及び閲覧規則を公示しなければならない。

（登録簿等の閲覧）

第44条 前条第1項から第3項までの規定は、法第23条の9の規定による登録簿等の閲覧について準用する。

2 指定事務所登録機関は、事務所登録等事務を行う場合にあっては、法第23条の9第1号及び第3号に掲げる書類を一般の閲覧に供する場所（次項において「閲覧所」という。）を設けなければならない。

3 指定事務所登録機関は、前項の規定により閲覧所を設けたときは、当該閲覧所の閲覧規則を定めるとともに、当該閲覧所の場所及び閲覧規則を公示しなければならない。

第45条中「規則により提出する書類は、すべて」を「規則の定めるところにより知事に提出する書類は、別に定めるものを除き、」に改める。

別記第1号様式から別記第2号様式の2までを次のように改める。

別記第 1 号様式(第 3 条関係)

二級 建築士免許申請書  
木造

「記入注意」 数字は算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にレ印を付けてください。外国の建築士免許を受けた方は試験欄に、その免許の名称、免許者名及び免許の年月日を記入してください。

(収入証紙)  
消印しないでください。

私は、二級 建築士の免許を受けたいので戸籍謄本(抄本)を添え申請します。  
木造  
私は、下記事項が真実かつ正確であることを誓います。  
年 月 日  
氏名 ..... 印  
(署 名)  
和歌山県知事 様

ふりがな氏名	生年月日	年 月 日	写真
本籍	性別	男□ 女□	1 縦 4.5 cm、横 3.5 cm の写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入してのりで貼り付けてください 2 貼付した写真は免許証に転写されます。
現住所	電話		
試験	二級 木造 建築士試験に合格した時期	年	
	合格証書日付	年 月 日	合格証書番号 第 号

欠格事由

1 後見開始又は保佐開始の審判（禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当するとみなされます。）を受けていますか。 □いる □いない

2 禁固以上の刑に処せられたことがありますか。 □ある □ない  
あるときはその罪及び刑.....  
あるときはその刑の執行を終わり、又は執行.....年 月 日  
を受けることがなくなった日

3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 □ある □ない  
あるときはその罪及び刑.....  
あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受ける.....年 月 日  
ことがなくなった日

4 建築士法第 9 条第 1 項第 4 号又は第 10 条第 1 項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 □ある □ない  
あるときは、その日.....年 月 日

5 建築士法第 10 条第 1 項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第 9 条第 1 項第 1 号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 □ある □ない  
業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間.....年 月 日から  
.....年 月 日まで

氏 名  
が な

※審査

※經由庁記載欄

責任者(職氏名) 印

※登録番号

※登録年月日

年 月 日

※受付番号

別記第 2 号様式 (第 4 条関係)

(表)

二級建築士免許証

氏名	年 月 日生	24センチメートル 写真 3.0センチメートル	
登録番号	第 号		
登録年月日	年 月 日		
建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)により 二級建築士免許を与えたことを証する。			
年 月 日			
和歌山県知事			印

8.5 センチメートル

5.4 センチメートル

(裏)

講習受講履歴		
講習の種別	修了年月日	修了証番号



別記第3号様式の2及び別記第4号様式を次のように改める。

別記第 3 号様式の 2 (第 6 条関係)

二級 建築士免許証書換交付申請書  
木造

私は、このたび下記のとおり建築士免許証の書換え交付を受けたいので、建築士法施行細則第 6 条第 2 項の規定により届け出ます。

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住 所  
氏 名 ㊟  
登録番号 第 号  
登録年月日 年 月 日

記

1 変更内容

登 録 事 項	変 更
ふりがな 氏 名	

写真  
1 縦 4.5 cm、横 3.5 cmの写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入してのりで貼り付けてください  
2 貼付した写真は免許証に転写されます。

2 変更年月日

3 変更の理由

(日本工業規格A列4番)

別記第 4 号様式 (第 7 条関係)

二級  
木造 建築士免許再交付申請書

私は、このたび免許証を汚損、亡失しましたので、下記のとおり再交付を申請します。

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住 所  
氏 名

㊟

記

1	ふりがな 氏 名		写真 1 縦 4.5 cm、横 3.5 cmの写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入してのりで貼り付けてください 2 貼付した写真は免許証に転写されます。
2	生年月日		
3	性 別		
4	本 籍		
5	登録番号		
6	登録年月日		
7	汚損又は亡失の年月日		
8	汚損又は亡失の理由 (具体的に詳しく記入のこと。)		

(日本工業規格A列4番)

別記第10号様式を次のように改める。

別記第 1 0 号様式 (第 4 3 条、第 4 4 条関係)

No. _____  <div style="text-align: center; margin-top: 50px;">                     閲覧申込書                       年 月 日                       和歌山県知事 様    <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">                         住 所 氏 名 <span style="float: right;">㊟</span> </div> </div>			
閲覧しようとする建築士又は建築士事務所等	登録番号		
	氏名又は名称		
	住所又は所在地		
閱 覧 目 的			
閱 覧 書 類			
閱 覧 月 日	年 月 日	検 収	
備 考			

(日本工業規格 A 4 列 4 番)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の建築士法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定により現に行われている申請その他の手続に係る規定の適用については、この規則による改正後の建築士法施行細則（以下「改正後の規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、現に交付されている改正前の規則別記第2号様式による二級建築士免許証及び改正前の規則別記第2号様式の2による木造建築士免許証は、改正後の規則別記第2号様式による二級建築士免許証及び改正後の規則別記第2号様式の2による木造建築士免許証とみなす。
- 4 前項の規定により改正後の規則別記第2号様式による二級建築士免許証又は改正後の規則別記第2号様式の2による木造建築士免許証とみなされる二級建築士免許証又は木造建築士免許証の交付を受けている二級建築士又は木造建築士は、改正後の規則別記第2号様式による二級建築士免許証若しくは二級建築士免許証明書又は改正後の規則別記第2号様式の2による木造建築士免許証若しくは木造建築士免許証明書の交付を申請することができる。この場合において、当該交付の申請は、改正後の規則第6条第2項の免許証の書換え交付の申請とみなして同項及び同条第3項の規定を適用する。

### 和歌山県規則第29号

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県会計職員に関する規則（昭和39年和歌山県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「「総務事務集中課」という。）」の次に「、総務部総務学事課（以下「総務学事課」という。）」を加える。

第7条中「総務事務集中課」の次に「、総務学事課」を加える。

第9条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 総務事務集中課の所掌事務に伴う物品の調達（次号において「物品集中調達」という。）及び不用品の処分をする場合に納付される入札保証金のうち和歌山県財務規則第117条第3項ただし書に該当するものの受入れ及び払渡しに関すること。

第9条第2項第5号を次のように改める。

(5) 物品の調達（物品集中調達を除く。）及び物品の修繕に係る支出負担行為（支出の決定をするときをもって整理時期とするものその他支出の際に確認するものを除く。）の確認に関すること（振興局地域振興部の主幹（会計担当）又は会計駐在員の職にある出納員の所掌に属するものを除く。）。

第11条第2項第1号中「軽易な支出」を「和歌山県行政組織規則（昭和63年和歌山県規則第19号）第29条総務事務集中課の項第1号に規定する事務に係る支出で会計管理者が軽易であると認めるもの（以下「軽易な支出」という。）」に改める。

別表第1男女共同参画センターの項中「次長」を「企画課長」に改め、同表工業技術センターの項中「総務課長」を「政策調整課長」に改める。

別表第2の12の項中「東牟婁振興局総務企画室」を「東牟婁振興局地域振興部」に改め、同項を同表13の項とし、同表4の項から同表11の項までを1項ずつ繰り下げ、同表2の項の次に次のように加える。

3	総務学事課の出納員
---	-----------

(1) つり銭用資金を保管すること。
--------------------

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

**和歌山県規則第30号**

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則

和歌山県証紙規則（昭和39年和歌山県規則第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「はって」を「貼って」に改める。

第3条の2第1項中「はられた」を「貼られた」に改める。

別表第1第8項中「、保健所」を削り、「別表第3の第16項」を「別表第3第17項」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

**和歌山県規則第31号**

和歌山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県財務規則の一部を改正する規則

和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第45条第2項中「15日」を「20日」に改める。

第62条に次の1号を加える。

(4) 児童福祉法第50条第6号の3、第7号及び第7号の3に規定する経費

第102条第3項中「取引の実例、価格」を「取引の実例価格」に改める。

別表第2の8の部を次のように改める。

8 報償費	単価契約によるもの	支出の決定をするとき。	支出しようとする額	
	物品の購入に係るもののうち契約書の作成を省略し、又は請書を徴することを要しないもの	支出の決定をするとき。	支出しようとする額	
	その他の物品の購入に係るもの	契約を締結するとき。	契約金額	見積書又は算出基礎を明らかにした書類及び契約書案
	講師又は参考人等に対する報償金のうち契約書の作成を省略し、又は請書を徴することを要しないもの	支出の決定をするとき。	支出しようとする額	
	その他の報償費	交付の決定をするとき又は契約を締結するとき。	交付を要する額又は契約金額	交付を明らかにした書類又は見積書若しくは算出基礎を明らかにした書類及び契約書案

別表第2の11の部から14の部までを次のように改める。

11 需用費	単価契約によるもの	支出の決定をするとき。	支出しようとする額	
	光熱水費、燃料費、食糧費、消耗品費(書籍類その他の軽易な支出に係る物品の購入及び複写機の消耗品の供給契約に係るものに限る。)及び修繕料(緊急に実施する必要がある小規模修繕料に限る。)のうち契約書の作成を省略し、又は請書を徴することを要しないもの	支出の決定をするとき。	支出しようとする額	
	その他の需用費	契約を締結するとき。	契約金額	見積書又は算出基礎を明らかにした書類及び契約書案
12 役務費	長期継続契約によるもの(電信電話料を除く。)	契約を締結するとき(契約を締結した会計年度の翌年度以降においては、会計年度の初日)。	当該会計年度の額	契約書の写し
	単価契約によるもの	支出の決定をするとき。	支出しようとする額	
	通信運搬費(電信電話料、料金後納郵便料及び運賃先払いによる運搬料に限る。)、保管料(到着荷物の保管料に限る。)&及び手数料(公共事業に係る不動産鑑定評価の報酬並びに捜査関係者及び被留置者の診療情報の提供を受ける場合のものに限る。)	支出の決定をするとき。	支出しようとする額	
その他の役務費	交付の決定をするとき、申込みをするとき又は契約の締結をするとき。	交付を要する額、申込金額又は契約金額	交付を明らかにした書類、申込書案又は見積書若しくは算出基礎を明らかにした書類及び契約書案	
13 委託料	長期継続契約によるもの	契約を締結するとき(契約を締結した会計年度の翌年度以降においては、会計年度の初日)。	当該会計年度の額	契約書の写し
	単価契約によるもの	支出の決定をするとき。	支出しようとする額	
	犯罪被害者又は被	支出の決定をするとき。	支出しようとする額	

	留置者の医療費及び結核医療費委託			
	その他の委託料	契約を締結するとき。	契約金額	見積書又は算出基礎を明らかにした書類及び契約書案
14 使用料及び賃借料	長期継続契約によるもの	契約を締結するとき (契約を締結した会計年度の翌年度以降においては、会計年度の初日)。	当該会計年度の額	契約書の写し
	単価契約によるもの	支出の決定をするとき。	支出しようとする額	
	テレビ聴視料、タクシー乗車券、船舶使用料、有料道路使用料及び駐車場使用料並びに会場使用料(会場の附属設備の使用料を含む。)のうち契約書の作成を省略し、又は請書を徴することを要しないもの	支出の決定をするとき。	支出しようとする額	
	その他の使用料及び賃借料	契約を締結するとき。	契約金額	見積書又は算出基礎を明らかにした書類及び契約書案

## 附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

## 訓 令

## 和歌山県訓令第7号

庁中一般  
各地方機関

職員の防災体制等措置要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

職員の防災体制等措置要領の一部を改正する訓令

職員の防災体制等措置要領 (昭和36年和歌山県訓令第18号) の一部を次のように改正する。

第3項第2号の表配備体制の部2号の項中「農業環境保全室」を「農業環境・鳥獣害対策室」に改める。

## 附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

## 和歌山県訓令第8号

庁中一般  
各 かい

和歌山県会計事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県会計事務決裁規程の一部を改正する訓令

和歌山県会計事務決裁規程（昭和62年和歌山県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 会計課の副課長の専決することができる事項に係る事案について、会計課の副課長が不在のときは、会計課の副課長の上司がこれを代決するものとする。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条第1項第1号中「（工事に係る調査測量設計管理委託を除く。）」を削り、「賃借料」の次に「、工事請負費（250万円以下のものに限る。）」を、「支出命令」の次に「及び戻入」を加え、同項第2号中「前渡資金の精算書」を「資金前渡及び概算払の精算並びに前金払の確認」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 軽易な支出（旅費を除く。）に係る支出負担行為の確認、支出命令及び戻入の審査

第5条第2項第6号中「歳入歳出外現金の」の次に「保管金の受入れ及び払渡しの審査並びに」を加え、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（会計課副課長の専決事項）

第5条 会計課の副課長は、和歌山県行政組織規則（昭和63年和歌山県規則第19号）第29条総務事務集中課の項第1号に規定する事務に係る支出で会計管理者が軽易であると認めるもの（以下「軽易な支出」という。）のうち旅費に係る支出負担行為の確認及び支出に関する事務を専決することができる。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

## 会計管理者訓令

### 和歌山県会計管理者訓令第1号

庁中一般  
各 かい

和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月29日

和歌山県会計管理者 神 田 泰 仁

和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令

和歌山県つり銭用資金取扱規程（平成17年和歌山県出納長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表税務課の出納員の項目的の欄中「税務課分室」を「税務課」に改め、同項交付限度額の欄中「30,000円」を「60,000円」に改め、同項の前に次のように加える。

総務学事課の出納員	総務学事課の現金の収納に際し必要なりつりに充てるため。	20,000円
-----------	-----------------------------	---------

別表紀南県税事務所の出納員の項の次に次のように加える。

海草振興局健康福祉部の出納員	海草振興局健康福祉部の現金の収納に際し必要なりつりに充てるため。	30,000円
----------------	----------------------------------	---------

別表有田振興局地域振興部の出納員の項の次に次のように加える。

有田振興局健康福祉部の出納員	有田振興局健康福祉部の現金の収納に際し必要なりつりに充てるため。	70,000円
----------------	----------------------------------	---------

別表日高振興局地域振興部の出納員の項の次に次のように加える。

日高振興局健康福祉部の出納員	日高振興局健康福祉部の現金の収納に際し必要なり銭に充てるため。	30,000円
----------------	---------------------------------	---------

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

## 県議会に関する事項

和歌山県議会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月29日

和歌山県議会議長 谷 洋 一

和歌山県議会事務局規程の一部を改正する規程

和歌山県議会事務局規程（昭和63年4月1日制定）の一部を次のように改正する。

第3条第8号を次のように改める。

(8) 全国議長会に関すること（調査課分掌分を除く。）。

第5条第8号中「（総務課分掌分を除く。）」を削る。

第7条第2項の表議事課の項を削る。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県議会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月29日

和歌山県議会議長 谷 洋 一

和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県議会規程の一部を改正する規程

和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県議会規程（平成17年4月1日制定）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項を次のように改める。

1 文書、図画又は写真	複写機により用紙に複写したもの（日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	1枚につき 白黒 10円 カラー 40円
-------------	--	----------------------------

別表第1の2の項中「300円」を「320円」に改め、同表3の項を次のように改める。

3 2の項に掲げるもの以外の電磁的記録	複写機により用紙に複写したもの（日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	1枚につき 白黒 10円 カラー 40円
	フレキシブルディスクカートリッジに複写したもの	1枚につき80円
	その他の電磁的媒体に複写したもの又は議長が適当と認める方法により複写したもの	当該複写したものを作成する費用に相当する額

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

和歌山県個人情報保護条例の施行に関する和歌山県議会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月29日

和歌山県議会議長 谷 洋 一

和歌山県個人情報保護条例の施行に関する和歌山県議会規程の一部を改正する規程  
和歌山県個人情報保護条例の施行に関する和歌山県議会規程（平成17年4月1日制定）の一部を次のよう  
に改正する。

別表1の項を次のように改める。

1 文書、図画又は写真	複写機により用紙に複写したもの （日本工業規格A列3番の大きさま でのものに限る。）	1枚につき
		白黒 10円 カラー 40円

別表2の項中「300円」を「320円」に改め、同表3の項を次のように改める。

3 2の項に掲げるもの以外 の電磁的記録	複写機により用紙に複写したもの （日本工業規格A列3番の大きさま でのものに限る。）	1枚につき 白黒 10円 カラー 40円
	フレキシブルディスクカートリッ ジに複写したもの	1枚につき80円
	その他の電磁的媒体に複写したも の又は議長が適当と認める方法に より複写したもの	当該複写したものを作 成する費用に相当する 額

#### 附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。